

地域活動団体 Gonext サークル 規約

(名称)

第1条 本団体は、地域活動団体 Gonext と称する。

(目的)

第2条 本団体は、積極的に地域活動に参加し、地域の方と深く関わることを、また主体的に考えイベントを計画し実行することを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。
なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条 会費は、一人当たり年額1500円とし、新年度6月中に徴収することとする。
但し、年度途中に加入したものは入会后1ヶ月以内に納入することとする。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議に置いて改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長1名…本団体を代表する。
- 2) 総務1名…部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名…会計事務を処理する。

(決議)

第6条 本規約に定めのない事項については全構成員による話し合いにより決定する。

(改廃)

第7条 本規約は、全構成員の話し合いにより改廃される。

附則

この規約は、令和3年5月31日から施行する。

この規約の一部を改正し、令和6年4月17日から適用する。

この規約の一部を改正し、令和7年4月17日から適用する。